

硫黄酸化物の排出量明細書

1 指定事業所における硫黄酸化物の量の排出許容限度

横須賀市の区域

$$Q = 2.5W^{0.865} + 0.8 \{ (W + W_i)^{0.865} - W^{0.865} \}$$

項目		
排出許容限度 Q	(Nm ³ /h)	4.40
重油換算使用量	W (kℓ / h)	0
	Wi (kℓ / h)	7.18

指定事業所における全ての排煙を発生する施設について下記に示す実測値または計算値を記入してください。

2 指定事業所における排煙を発生する施設別の硫黄酸化物の排出量等

排煙を発生する施設の名称	硫黄酸化物の排出量 (Nm ³ /h)	原料及び燃料の種類	原料及び燃料の使用量 (ℓ / h 又は kg / h)	原料及び燃料中の硫黄含有率 (%)
GT-1	0.24 (換算値)	灯油	灯油: 7,640ℓ / h (重油換算: 6,876 ℓ)	灯油: 0.005
1号焼却炉	0.29 (換算値)	産業廃棄物	原料: 4,167kg/h (重油換算: 154.3ℓ)	原料: 0.01
2号焼却炉	0.29 (換算値)	産業廃棄物	原料: 4,167kg/h (重油換算: 154.3ℓ)	原料: 0.01

硫黄酸化物の排出量「q」は個々の排煙を発生する施設から排出される硫黄酸化物の量を次頁の下段に掲げる方法により算定しますが、計算により求める場合は、次式により燃料の燃焼に伴い算出されるものをいいます。

$$q = w \times d \times \text{燃料中の硫黄含有率}(\%) \times 0.007$$

(1) 「w」とは、個々の排煙を発生する施設を定格能力で使用する場合の1稼動時間当たりの原料及び燃料の使用量をいいます。

(2) 「d」とは、燃料の比重をいい、液体燃料にあつては0.9、固体燃料にあつては1とします

重油以外の燃料及び原料の重油の量への換算は、次の表により算定してください。

燃料の種類	燃料の量	重油量	原料の種類	原料1 kgに相当する重油量
都市ガス	1 kg	1.3 ℓ (20,930.25kJ/Nm ³ のものにあつては、0.60 ℓ)	産業廃棄物焼却炉において焼却される産業廃棄物	原料の焼却に伴い平均的に発生する硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油(硫黄含有率0.3%、比重0.9とする。)の量(ℓ)
液化天然ガス		1.3 ℓ		
液化石油ガス		1.2 ℓ		
原油・軽油	1 ℓ	0.95 ℓ		
ナフサ・灯油		0.90 ℓ		
その他		問い合わせください。	その他	問い合わせください。

計	0.82 (参考値)		7,184.6ℓ / h	
---	---------------	--	--------------	--

添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 燃料中の硫黄含有率の根拠を明らかにする書類 <input checked="" type="checkbox"/> 原料及び燃料の使用量の根拠を明らかにする書類
------	---

- 備考 1 「Q」、「W」及び「Wi」とは、別表第2に定めるものをいいます。
- 2 2は、指定事業所における全ての排煙を発生する施設について記入してください。
- 3 「硫黄酸化物の排出量」とは、個々の排煙を発生する施設を定格能力で運転する場合に当該施設から排出される硫黄酸化物の量をいいます。
- 4 添付書類の欄には、添付した書類については□内に✓印を記入してください。

「Q」とは、指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所において排出することができる硫黄酸化物の量(単位 Nm³/h)をいいます。

「W」とは、硫黄酸化物に係る特定事業所に昭和51年4月1日(表1)以前から設置されている全ての排煙発生施設(大気汚染防止法第6条第1項の規定に相当する電気事業法(昭和39年法律第170号)又はガス事業法(昭和29年法律第51号)の規定による許可若しくは認可の申請又は届出がされた電気工作物又はガス工作物である硫黄酸化物に係る施設を含む。以下同じ。)において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量(単位kℓ/h)の合計量をいいます。

表1

小型ボイラー	昭和60年9月10日
ガスタービン (発電用を除く)	昭和63年2月1日
ディーゼルエンジン	
ガスエンジン	平成3年2月1日

「Wi」とは、次に掲げる(1)(2)の合計量をいいます。

(1) 硫黄酸化物に係る特定事業所に昭和51年4月1日(表1)以後新たに設置された全ての排煙発生施設(昭和51年4月1日前に大気汚染防止法第6条第1項の規定による届出がされた施設を除く。)において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量(単位kℓ/h)の合計量をいいます。

(2) 硫黄酸化物に係る特定事業所に昭和51年4月1日(表1)以前から設置されている全ての排煙発生施設のうち、昭和51年4月1日(表1)以後に構造等の変更がされた排煙発生施設において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量(昭和51年4月1日前に大気汚染防止法第8条第1項の規定による届出がされた硫黄酸化物に係る施設(同項の規定に相当する電気事業法又はガス事業法の規定による許可若しくは認可の申請又は届出がされた電気工作物又はガス工作物である硫黄酸化物に係る施設を含む。)のうち、同日以後に当該届出に係る構造等の変更がされた排煙発生施設において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を除く。)を重油の量に換算した量(単位kℓ/h)の合計量をいいます。

硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる方法により算定される硫黄酸化物の量とする。

- (1) JISK0103に定める方法により排出ガス中の硫黄酸化物の濃度を、JISZ 8808に定める方法により排出ガスをそれぞれ測定する方法
- (2) JISK2541-1から2541-7までに定める方法により液体燃料中の硫黄含有率を、JISM8813に定める方法により固体燃料中の硫黄含有率を、JISZ 8762-1から8762-4までに定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
- (3) 硫黄酸化物の量の測定法(昭和57年環境庁告示第76号)に定める方法